

§ 会 則 §

§ 山 行 規 程 §

§ 車 両 規 程 §

§ バス・レンタカー規程 §

§ 遭難対策費用に関する規程 §

奈良ハイキングクラブ

2018年4月1日改定

# 会 則

## 第一章 総 則

第1条 本会は奈良ハイキングクラブと称し、奈良県勤労者山岳連盟および日本勤労者山岳連盟に団体加盟し、事務局を奈良県内に置く。

第2条 本会は地域、職場、学校、その他のハイキングや登山等の愛好者の個人加盟を原則とする。

## 第二章 会 員

第3条 本会の規約を認め、定められた入会金、会費を納め、所定の手続をとれば、誰でも会員となることができる。

会員の家族は会員から申し出があり、運営委員会が認めた場合、奈良ハイキングクラブファミリー会員になることができる。

- (1) 会費はファミリーの会員数にかかわらず、1ファミリーで正会員と同額とする。
- (2) ファミリー会員も総会に参加できるが、議決権は1ファミリーにつき1人とする。
- (3) 機関紙の配布は1ファミリーにつき1部とする。

第4条 休会制度

本人が休会を希望し、運営委員会が認めた場合、3年間に限り休会できる。(3年をこえる時は再入会とし、入会金は必要。)休会中は会員名簿に記載するが、会費は徴収せず、機関誌は配布しない。但し機関誌の配布を希望する者については、年2500円の費用で配布する。

第5条 会員は原則として本会のすべての活動に参加することができる。但

し、理由なく6ヶ月以上会費を納めない場合は、会員の資格を失う。

### 第三章 目的および事業

第6条 本会は次のことを目的とする。

日本勤労者山岳連盟の趣意書の立場でハイキング・登山・スキー・キャンプ等を広く一般大衆のものとし、広範囲な人々とともに自然に親しみ、会員相互の交流を図る。

第7条 本会は前条の目的を達するために会員自身の運営により、次の活動を行う。

- (1) 定例ハイキング、登山を原則として、毎月一回以上行う。
- (2) ハイキング、登山についての座談会、共同研究、映画会、スライド会、写真展等を開く。
- (3) 職場や地域の活動を盛んにし、山や自然に親しむための諸活動。
- (4) 会ニュース、パンフレット、機関紙等の発行と連盟機関紙の活用。
- (5) 連盟、その他の関係団体との連携を深め、登山祭典、スポーツ祭典等、会の目的を遂行するための諸活動。
- (6) 安全で多様な登山と会員の技術知識の向上を目指すための活動、遭難予防と救助活動。

### 第四章 機関と役員

第8条 本会は次の機関を置く。

- (1) 総会は本会の最高議決機関であり、毎年一回原則として三月に会長が召集する。  
総会では当該年度の結果報告、及び次年度の計画についての承認を行う。
- (2) 総会は運営委員会が必要と認めた場合には、臨時に開催することができる。
- (3) 総会は会員の二分の一の出席(委任状を含む)によって成立する。

総会の決定は、出席者の過半数（委任状は含まない）をもって行う。議決は有効投票数の過半数で決定し、議長は可否同数の場合に採決に加わることができる。

- (4) 運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、執行機関である。
- (5) 運営委員会は会計監査を除く役員で構成する。
- (6) 運営委員会は原則として、毎月一回開催する。
- (7) 運営委員会の下に専門部を置く。

第9条 役員は次の通りとする。

会長一名、副会長若干名、事務局長一名、会計監査一名、専門部長若干名(但し前記の役員以外に必要なに応じて若干名選ぶことができる。)

役員は総会で選出され、任期は次の総会までとする。会長、副会長、事務局長の任期は同一役職を連続3年以内とし、原則として留任無しとする。また、役員の補充は運営委員会で決定し、任期は次の総会までとする。奈良ハイキングクラブが推薦する県連役員（理事、常任理事）も同様とする。

## 第五章 財 政

第10条 本会の経費は、入会金・会費・その他で賄う。

本会の会計年度は、3月1日から翌年の2月末日までとし、会計報告は総会の都度行い、会計監査後、総会の承認を必要とする。

第11条 会費は一人年額7,200円とし、入会金は1,000円とする。

新入会員には、入会月より2月末日までを月額600円として納入してもらう。退会時には会費の返金はしない。

## 第六章 付 則

第12条 運営委員会は、会則に定めていない事項については、会則の精神に基づいて処理する。

第13条 本会の規律と秩序を保持するための山行規程、及びその他の必要な規程を別に定める。

第14条 本会則の改正は、総会の議決によって行う。但し、出席総数の3分の2で決定する。

第15条 本会則は、1975年7月20日より実施する。

付則 1980年3月30日一部改正

1981年3月29日一部改正

1982年3月28日一部改正

1983年3月27日一部改正

1986年3月30日一部改正

1993年3月28日一部改正

2000年3月26日一部改正

2008年3月29日一部改正

2009年3月29日一部改正

2014年3月30日一部改正

2016年3月27日一部改正

2023年3月26日一部改正

「規定」をすべて「規程」に変更した。

# 山 行 規 程

## 第1条 目 的

本規程は、山行の規律と秩序を保持し、安全山行する目的で定める。

## 第2条 山行の計画書及び報告書

本会の山行・スキー等の実施に当たって、担当リーダーは必ず計画書を作成し、原則として出発5日前までに運営委員会（遭難対策委員会）に提出しなければならない。リーダーは山行後速やかに緊急連絡先に報告すること。また、山行・スキー等の終了時には報告書を提出すること。（記録を含む）

## 第3条 自主山行

自主山行は原則として出発2日前までに本人より運営委員会（遭難対策委員会）に計画書を提出すること。

## 第4条 無届け山行の禁止

山行計画書が無届けの山行は会として認めない。もしその様なことがあれば、運営委員会より勧告され、再度にわたれば除名することがある。

## 第5条 山行の変更及び中止勧告

運営委員会が不相当と認めた場合は、山行を変更または、中止させることができる。

## 第6条 リーダー主導の原則

山行時には、原則としてリーダーに従う。リーダーの判断で山行の難易度などにより山行への参加を断わることができる。

## 第7条 単独山行の原則禁止

単独山行は原則として認めない。但しやむを得ない事情がある時は、

運営委員会の許可を得るものとする。

## 第8条 自己責任の原則

山行は原則として自己責任とし、山行中に事故があった場合できるだけ対応するが、事故の責任は会及びリーダーに及ばないものとする。

## 第9条 山行保険

山行に参加する者は原則として山行保険（新特別基金）に加入すること。

## 第10条 遭難対策

会は山行計画書の提出のある山行に限り、救援対策が必要と認めた場合速やかに対策をとる。

具体的には別に定める「緊急対応マニュアル」に従うものとする。

## 第11条 リーダーの依頼

原則として、CL（チーフリーダー）は入会3年目以降の会員に、SL（サブリーダー）は入会2年目以降の会員に依頼する。会員はCL、SLとしての技術、知識の習得に努めるものとする。

### 第11条-2 自主山行のCL・SLは在籍期間を問わない

## 第12条 その他

当規程にないこと、及び当規程では処理が不可能な場合は、運営委員会、当事者により処置委員会を設置して解決を図ることとする。当規程に違反し、トラブルが発生した場合、当会は一切関知しない。

## 第13条 規程の改廃

当規程の改廃は、運営委員会にて決定する。

## 第14条 施行

当規程は、1975年7月20日より実施する。

付記 2000年5月22日一部改定

2008年3月29日一部改定

2009年3月29日一部改定

2016年1月18日一部改定

2019年3月24日一部改訂

2022年5月19日一部改訂

第2条 出発2日前までに⇒出発5日前までに(変更)

第11条-2 自主山行のCL・SLは在籍期間は問わない(追加)

2023年3月26日一部改正

「規定」をすべて「規程」に変更した。



# 山行時の車両使用に関する規程

## 第1条 目的

当規程は、自家用車を使用する山行において、事故を未然に防ぎ、事故発生の際、その処置及び費用の算出をスムーズに進めることを目的として定める。

山行は、公共機関を使用することを原則とするが、やむなく車両を使用する場合は当規程を遵守すること。

## 第2条 対象

会山行、自主（個人）山行に関わらず、当規程を運用する。

## 第3条 使用車両

山行に使用する車両は次の項目を満たしていなければならない。

- (1) 車両は法定による点検整備を正しく実施し、日常の管理を十分に行う他、山行に使用する際には、特に念入りに点検整備を実施すること。
- (2) 車両は、次の条件にて任意保険に加入すること。
  - ・ 対 人・・・無制限
  - ・ 対 物・・・200万円以上
  - ・ 同乗者・・・500万円以上
- (3) 気象、地形、その他トラブルに対処できる付属装備を搭載していること。  
(スノータイヤ、チェーン、ブースター、ロープ、修理工具等)
- (4) 車両所有者は、原則として自己が参加しないパーティには車両の貸し出しをしてはならない。
- (5) 会山行の場合は使用車両は会員所有の車に限ること。

## 第4条 運 転

車両の運転については、次の項目を厳守すること。

- (1) 道路交通法を守り、安全運転・防御運転に留意すること。
- (2) 疲労等により、安全運転が遂行できない場合は、いかなる場合も直ちに運転を中止すること。
- (3) 2時間以上継続して運転してはならない。
- (4) 運転交代要員を必ず1名以上確保すること。  
(単独乗車の場合を除く)
- (5) シートベルトを着用すること。
  
- (6) 同乗者は、少なくとも1名以上は運転助手役を果たすこと。  
(運転しない同乗者も同等の注意義務を持つ)
- (7) 飲酒については運転する者はもちろんのこと、同乗者についても禁止する。
- (8) 任意保険による年齢制限に該当する者の運転は認めない。
- (9) 複数車両の場合は、目的地までの往復は事前によく打ち合わせを行い、全車同一コースを使用すること。更に、目視できる範囲内で行動し、隊列を離れての行動は慎むこと。また適度に全車同一場所で休息すること。
- (10) 会山行の場合、運転手は会員が主に行うこと。

## 第5条 車両使用に関する費用

使用車両に関する費用は、次の項目により算出し、同乗者（複数車両の場合は参加者）数により均等に配分する。

- (1) 燃料代・・・実費
- (2) オイル代・・・3,000kmにて交換するものとして算出するが、車両使用料に含まれる。
- (3) 有料道路・・・実費
- (4) 駐車料・・・実費
- (5) 車両使用料・・・走行距離1km当たり10円  
(オイル代を含む)

(6) 運転手に1,000円を乗車した者で折半して支払う。

## 第6条 トラブル時の費用と責任

事故等、トラブル発生にかかる費用について、基本的には同乗者相互負担により処理するものとするが、その扱いは次の項目による。

- (1) スピード・一旦停止違反については、運転者の全面責任とする。
- (2) 駐車違反については、参加者全員の責任とする。
- (3) 故障については、その原因が当該山行にある場合は、参加者全員の責任とし、費用を均等に負担する。また、原因が不明

の場合は、車両保有者（不在の場合はそれに代わる責任者）の全面責任とする。

- (4) 事故に関しては、保険にて処理することを第一とするが、その範囲外については、事故時の運転者に全面責任があるものと判断し処置すること。

## 第7条 その他

当規程にないこと、及び当規程では処理が不可能な場合は、運営委員会、当事者により処置委員会を設置し解決することとする。

当規程に違反し、トラブルが発生した場合、当会は一切関知しない。

## 第8条 規程の改廃

当規程の改廃は、運営委員会にて決定する。

## 第9条 施行

当規程は、1997年3月30日より実施する。

付記 1999年3月24日一部改定

2008年3月29日一部改定

2010年3月28日一部改定

# 山行時のバス・レンタカー使用 に関する規程

## 第1条 目的

交通の不便な山等に、手軽にかつ経済的に登山できるように、大型、中型、及びマイクロバス・レンタカーの使用時の規程を定める。

## 第2条 山行の形態（種類）

山行の形態（種類）は、会員の体力に応じ、安全に登山できる山とする。

## 第3条 雨天の場合

バス・レンタカー予約上、雨天でも決行することがある。但し、協議の上、行き先を変更することもある。

## 第4条 集合時間

集合時間は厳守すること。原則として集合時間が過ぎれば出発する。

## 第5条 バス使用時の参加費と費用の清算

参加費は、コース、参加人員、その他を考慮して決定し、事前に参加者に提示する。会の山行で黒字の時は参加者に返金し端数は会の会計に入れるがその配分はリーダーが決定し、参加者の承認を得るものとする。例会の山行には予め会より一定額を支給するものとする。

## 第6条 バス使用時の対応

バス使用時の事故の責任の範囲は、会及びリーダーに及ばないものとする。

## 第7条 レンタカー使用時の対応

{山行時の車両使用に関する規程}に準ずる。但し、車両使用に関する費用は、次の項目により算出し、同乗者（複数車両の場合は参加者）数により均等に配分する。

- (1) 燃料代・・・実費
- (2) レンタカーのレンタル代・・・実費
- (3) 有料道路・・・実費
- (4) 駐車料・・・実費
- (5) 運転手に1, 000円を乗車した者で折半して支払う。

## 第8条 申し込み後のキャンセル料

日帰り山行・・・当日、前日とも1, 000円とする。

泊付き山行・・・7～2日前は交通費の4分の1程度、前日および当日は交通費の2分の1程度とする。（交通費はリーダーの裁量で決める）

山行の会計が赤字、黒字にかかわらず徴収する。

## 第9条 規程の改廃

当規程の改廃は、運営委員会にて決定する。

## 第10条 施行

当規程は1997年4月16日より実施する。

付記 2000年4月10日一部改定  
2001年3月12日一部改定  
2008年3月29日一部改定  
2010年3月28日一部改定  
2014年8月 1日一部改定

# 遭難対策費用に関する規程

## 第1条 目的 経過

会の発足後40年が経過し、会員の山行形態は例会、自主、初級、SU講座、体験山行等で岩、沢、雪山をはじめ幅広く展開されることにより事故、遭難に遭遇する可能性は考慮しておかなければならない。当会の約束事では山行中の事故は自己責任で処理されるものとし、結果的に事故処理に要した費用は当事者が原則負うものとしているが、救援対策が必要と認められた場合の一時立て替えの事故対策費の必要性が想定されることから、特別会計額から遭難対策費用の計上が承認された。

## 第2条 資金

遭難対策費用としては会の保有する特別会計資金から転用する。総会において特別会計予算額が公表され、うち遭難対策費用としての資金は原則として特別会計額の50%を上限とする。

## 第3条 適用

- (1) 遭難対策費用の使用は運営委員会の決定に基づき、総会の承認を得なければならない。  
但し緊急の場合、運営委員3役（会長、事務局長、財政部長）の承認により使用できるものとする。
- (2) 自己責任と認識されるケースでも、救援資金が不足の場合、救援対策費用資金として当事者が希望する場合に無利息で貸し付ける。借入者は借入金返済を契約書で確認し1年以内に完済するものとする。
- (3) 事故当事者との連絡が取れない場合他、緊急時運営委員会の判断で新特別基金加入者は特別基金の補償金も考慮して遭難対策費用からの前倒し使用を可能とする。あわせて会員の特別基金への加入を促す。
- (4) 適用は事故の当事者は会員であり、計画書が運営委員会（安全対策部）に提出され承認された日本国内山行に限られる。

- (5) 一般常識を超える天災、落石等の自己責任が明確でない事故での救援活動した会員を含む関係者への費用、事故当事者への責任転嫁が困難な場合の費用、等各種の事故救援費用負担についても適用されることもある。適用の可否決定及び返済義務の有無については運営委員会でこれを行う。

#### 第4条 管理

この資金は財政部長が管理し、引き出しの決定は運営委員会でいい財政部長が代行する

#### 第5条 その他

- (1) 当規程にないことは運営委員会で処理し、改廃は運営委員会で審議し、総会で決定する
- (2) 会が必要とみとめた上記救援活動については、すべての会員がこれを支援する。

#### 第6条 施行

当規程は、2018年3月25日より実施する

以上

日本勤労者山岳連盟・奈良県勤労者山岳連盟

## 奈良ハイキングクラブ

住所：〒639-1154 奈良県大和郡山市綿町3 1 番地

設立：1975年7月20日